京都市告示第５１１号

　京都市高野老人デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人バプテストめぐみ会から、京都市老人デイサービスセンター条例第４条第４項の規定に基づき、京都市高野老人デイサービスセンターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

　　令和４年１２月２日

京都市長　　門　川　大　作

　京都市高野老人デイサービスセンターのデイサービス事業について、令和４年１２月５（月）を臨時休所とします。

　ただし、デイサービス事業を除く地域包括支援センター事業等、他の業務については通常どおり行います。

　（理由）

　　施設の空調設備その他改修工事の実施に伴い、利用者等の安全を確保するため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）